

広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金令和5年度募集要領

広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金は、県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を活用した補助金です。地域の方が利用する身近な施設において、省エネ型エアコンと併せて、創エネ・蓄エネ機器（太陽光発電システム・木質バイオマス熱利用設備・エネルギー管理システム・蓄電池）を設置し、施設利用者等に温暖化対策活動を促す事業を募集します。

1 目的

地域の方が利用する身近な施設の創エネ活用及び省エネルギー化を図り、地域や家庭での温暖化対策の取組を推進することを目的とします。

令和4年度は前年度に引き続き、省エネ型エアコンと併せて、創エネ・蓄エネ機器（太陽光発電システム・薪ストーブ・ペレットストーブ・木質バイオマスボイラー・エネルギー管理システム・蓄電池）を設置する事業への補助を実施します。

2 補助対象者

県内の幼稚園、保育所、認定こども園その他これに準ずる施設（以下「幼稚園等」という。）を設立する市町、学校法人、社会福祉法人等

この補助事業で補助金の交付を受けたことがある幼稚園等は原則として補助対象外です。

（補助金の交付を受けたことがある法人の、別の幼稚園等又は別の創エネ設備の場合は補助対象となります。）

※補助対象になるかどうかわからない場合は環境政策課までお問い合わせください。

3 補助対象事業

前記の補助対象者が所有する幼稚園等に、次の掲げる設備（中古品は対象外）を組み合わせて整備するものとします。ただし、及び国その他の補助を受けていない設備に限ります。

なお、設備導入事業の完了後、導入した設備を用いた温暖化対策等をテーマとする環境学習を実施してください。

(1) 省エネ型空調システム【必須；新增設又は更新】

トップランナー基準を達成した（省エネ基準達成率 100%以上）性能をもつ省エネ型エアコンとします。

(2) 創エネ機器（太陽光）とエネルギー管理システム【(2)又は(3)どちらか必須；新增設】

ア 太陽光発電システム

自家消費（余剰売電）を目的とするものとします。

イ エネルギー管理システム

次の項目を、少なくとも1時間ごとに計測及び保存できるシステムを構築し、表示装置（40インチ以上のサイズで、園児への環境教育に活用できるもの）で表示する性能を持つものとします。

(ア) 施設全体の電気使用量

(イ) エアコンの電気使用量

(ウ) 太陽光発電システムの発電量

(3) 木質バイオマス熱利用設備【(2)又は(3)どちらか必須；新增設】

薪ストーブ・ペレットストーブ又は木質バイオマスボイラーを新たに設置するもので、かつ、未使用品のものとしします。

(4) 蓄電池〔任意；新增設〕

蓄電容量 1 kWh 以上で、太陽光発電からの充電が可能なものとしします。

4 補助対象経費

- (1) 設備費：省エネ型空調システム，創エネ機器（太陽光発電システム一式，木質バイオマス熱利用設備），エネルギー管理システム及び蓄電池の買入に要する費用
- (2) 設置工事費：省エネ型エアコンや創エネ機器等の設置工事の施工に直接必要な機械器具，雑材及び据置費用等
- (3) 運搬費等：設備等の運搬費等

5 申請受付期間

令和 5 年 12 月 28 日まで（先着順に受け付け，申し込みが予算額に達した時点で終了します。）

6 工事実施期間

交付決定日から令和 6 年 3 月 31 日まで（年度内に工事を完了する見込みのない場合は，申請することができません。）

7 補助率

1/2 以内

8 補助上限額

導入する設備	補助金上限額	
省エネ型エアコン	500 万円	600 万円
太陽光発電設備		
エネルギー管理システム		
蓄電池		

※1,000 円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てます。

9 提出書類

提出書類は，(1)～(3)をそれぞれ 1 部提出してください。

(1) 創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（別紙様式 1-1）

(3) 添付書類

ア 省エネ型エアコン等を設置する施設の概要がわかる書類（パンフレット等）

イ 工事図面（計画平面図等）

ウ 太陽光パネル架台計画図（太陽光パネルを設置する場合に限る）

エ 工事費見積書（2 社以上）

オ 各設備の仕様書（パンフレット等）

10 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、募集期間中の業務時間内（土日祝日を除く 8：30～12：00 又は 13：00～17：15）に提出してください。

11 提出先及び問合せ先

郵便番号：730-8511

住 所：広島市中区基町 10-52

広島県環境県民局環境政策課 環境活動推進グループ

電 話：082-513-2912（ダイヤルイン）

F A X：082-227-4815

E-mail：kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

※ お問い合わせは業務時間内（土日祝日を除く 8：30～12：00 又は 13：00～17：15）にお願いします。

12 審査・決定

- (1) 県が決定します。
- (2) 申請書の提出後、必要に応じ、追加資料の提出、申請内容の修正等の対応をお願いすることがあります。
- (3) 決定した事業について、実施方法、額等について条件を付す場合があります。
- (4) 県の判断により、一部減額の上で、決定となる場合があります。

13 実績報告

事業終了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）を提出していただきます。

14 情報公開

申請の状況、事業報告等の概要を、県のホームページ等により広く紹介させていただきます。

15 その他

- (1) 提出いただいた書類等は、返却いたしません。
- (2) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他申請者及び関係者に不法又は不正な行為があった場合、申請を無効とします。